

# 「福祉社会論」の再考

——福祉問題における韓国的経験を手がかりに——

金 成垣

今日、社会福祉の議論において、「福祉国家」を補完あるいは代替するものとして「福祉社会」に関する議論がなされている。これは〈福祉国家から福祉社会へ〉という考え方と集約されるが、この考え方は、福祉国家の縮小を主張する新自由主義的論理と同様のものと理解される場合が多い。本稿の目的は、まず、福祉社会論を「新自由主義的側面」と「制度主義的側面」という二重の構図として捉え、その意味や意義を明らかにし、次に、韓国の福祉問題からの経験的反証を加えることで福祉社会論の「制度主義的側面」を救い上げることである。以上の分析を踏まえることによって、新自由主義とは共振しない制度主義的福祉社会論を構想しうる可能性を探ることとする。

## 1 はじめに

福祉問題における新自由主義的言説の核心は、市場経済と福祉国家体制は両立しえない点であろう。1980年代以降、このような新自由主義的言説とともに「福祉国家の危機」に関する議論が盛んになった (Pierson 1991 = 1996: chap.2)。それは公平性を重視する福祉国家体制を退け、市場合理性を重視する体制への転換を意味するものである。実際、この「福祉国家の危機」を発端として、アメリカやイギリスを含む多くの国々においては、福祉国家体制の非効率性などの問題性が指摘され、政府の福祉政策に「小さい政府」を強調する新自由主義的アプローチが台頭し、福祉にかかわる政府の役割が減少しつつ民間営利・非営利部門の役割が増大するなど、福祉の供給主体に多元化あるいは

多様化の現象が多く見られるようになった (平岡 2000: 30)。

このような流れのなか、近年、社会福祉の議論においては、「福祉国家」とは区別されるものとして、「福祉社会」という考え方が提唱されるようになった。例えば、Norman Johnson (1987 = 1993) や丸尾直美 (1998)、あるいは藤村正之 (1999) に見られるように、政府以外の多様な福祉主体の役割を論ずる「福祉多元主義」(welfare pluralism) や「福祉ミックス」(mixed economy of welfare) という概念が登場し、その概念が「福祉社会」を実現する方策として用いられている (藤村 1999: 3)。具体的には、福祉の供給が公的部門、ボランティア部門 (非営利部門)、営利部門、インフォーマル部門 (家族、親族) の異なる4部門によって行われると想定しているが (Johnson 1987 = 1993)、それは、従来における政府のみを福祉の供給先とす

る考え方を見直すことで、福祉国家ではなく多様な福祉の担い手からなる福祉社会を提唱したものである。

ところで、福祉国家と福祉社会との関係づけの仕方について、近年の福祉社会論においては、後者は前者を否定すべきものであるという考え方や、そこまではいなくても、後者は前者の次の段階に来るべきものだと考え方が支配的であるように見える(武川 2001: 28)。星野信也(1985)が指摘しているように、福祉社会というものは、「大きな政府」に対するオルタナティブとして登場したわけだが、それは福祉国家が「大きい政府」によって福祉供給を行うため非効率的であり、このため福祉社会という「小さい政府」または政府以外の主体によって福祉供給が担われるべきであるという、いわば〈福祉国家から福祉社会へ〉(岡田 1984; 正村 2000)という考え方である。このような考え方は、もしそうであるならば、経済的合理性および「最大化原理」をその前提とする新自由主義的基盤に立っていることは否めないであろう。確かに福祉社会論のもつ新自由主義偏りの傾向を指摘している議論(Walker 1986; Mishra 1990)は、福祉社会論のこの側面に焦点を当てているものである。

しかしながら、福祉社会論は後にみるように、共同性や規範性など、経済的合理性とは異なる社会的諸価値をも論の基底に据えていることがわかる。そのため、本稿においては、福祉社会論を新自由主義的側面と制度主義的側面に分けて、議論を進めていこうとするが、1980年代におけるニューライト的政策や昨今における韓国的経験を踏まえれば、前者は退かれ、後者の可能性が浮かび上がる。本稿の目的は、後者を救い上げ、福祉社会論の問題点を明らかにしつつ、その可能性を模索することである。

そのため、まず、第2節では「福祉国家の危機」に関する言説を出発点として、福祉社会論が台頭するロジックや論の構図を追ってみることにする。そこでは福祉社会論における二重の構図が想定されることになる。そして、第3節では、特に近年における韓国の福祉問題を制度論的説明に導きべく経験的な反証を踏まえ、最後に第4節では導かれた知見を用いて福祉社会論を再考しつつ、その問題点と可能性を探ってみることにする。

## 2 福祉国家から福祉社会へ?

### 2-1 「福祉国家の危機」という問題

「福祉国家の危機」という問題を経済的な観点に即してみると、それは1970年代以後における西欧の経済停滞による福祉国家体制の破綻と、それに伴う新自由主義的傾向の台頭とかわらせて考えることができよう(Pierson 1991 = 1996: chap. 2)。「福祉国家の危機」に対する理論的言説を整理したChristopher Piersonは、とくに新自由主義による福祉国家批判の論点を次の6点に見出している。すなわち、(1)福祉国家は、投資インセンティブや勤労インセンティブを損なっている点で「非経済的」である、(2)福祉国家は、官僚制の急速な肥大化をもたらしている点で「非生産的」である、(3)福祉国家は、福祉供給や福祉制度の創設を独占することによって、消費者の利益よりは生産者の利益にかなうシステムを導くという点で「非効率的」である、(4)福祉国家は、莫大な資源を投入するにも関わらず、貧困と欠乏を除去するのに役立たないという点で「非効果的」である、(5)福祉国家は、官僚制支配の拡張により、個々の市民やあらゆる共同体に対して社会統制の拡張を引き起こす点で「専制的」である、(6)福祉国家は、強制的な

サービス供給によって個人の選択を否定する点で「自由の否定」である、という点である。ここでは詳細は省くことにするが、これらの諸論点は、けっきょく「福祉国家は、福祉と自由を最大化する自由市場社会の基本原則にたいする、不適切で無原則な侵害であり、「それは、自由、正義、および真の長期的な福祉に相反する」ということである (Pierson 1993 = 1996: 96-8)。

いずれにせよ、ここでの彼の意味する「福祉国家の危機」であるならば、その危機の解決法をも単純明快であろう。つまり、それは福祉国家の「解体」(少なくとも「後退」)に他ならない。伝統的な福祉国家の特徴であった社会権としての福祉を保障する政府の役割は縮小し、そこに何らかの市場メカニズムを導入することである(平岡 2000)。したがって、伝統的な福祉国家の目的が、Gosta Esping-Andersen (1990)が強調したような労働の脱商品化にあるとすれば、新自由主義においては、労働の(再)商品化が強調される。そのためには、国家介入は縮小し、これまで政府が供給してきた多様な福祉給付に市場重視型政策を導入しなければならない (Pierson 1993 = 1996) ことになる<sup>1)</sup>。

いうまでもないが、以上のような福祉国家批判の底辺には、今日の主流経済学=新古典派経済学の考え方が内在している。つまり、「市場とは(合理的な諸個人が自己利益を追求する「自由」さえ保障されれば)自動的に最適な資源配分を実現し、「社会の均衡を保障する」という前提のもとで、介入主義的な福祉国家体制は、何らかの意味で悪とみなされ「なるだけ市場に任せて政府の介入は少なくした方がよい」(金子 2001: 22-3)<sup>2)</sup>ということになるのである。ここから、「市場原理か国家規制か」「小さい政府か大きい政府か」あるいは「市場競争

による効率性の追求か分配の公平性か」などといった新自由主義的な二者択一の思考法が徹底され、その結果、(市場経済化と福祉国家の後退)に至るのである。

実際、冷戦時代の終焉後、世界システムにおけるアメリカの支配的地位の確立は、このような傾向をより強めていることは否めないであろう。それまで新自由主義的な政策を採用してきたアメリカ経済の繁栄により、アメリカを中心とする新自由主義的なイデオロギーに基づく市場原理がグローバル・スタンダードという名のもとに、世界の隅々まで浸透してきている。とりわけ、1990年代以降、世界中の国々がアメリカの作った規則のもとで国際競争をおこなわなければならない(武川 1999: 132)、これまで国民国家という枠組みのなかで行われてきた国家介入による経済・社会政策は不可能になりつつ、経済的合理性を前提とした上で、個人主義的で自助能力を基本とする市場原理が自らの領域を広げている。

## 2-2 福祉社会論の二重構図：その意味と限界

以上のような「福祉国家の危機」が論じられ始めてから、ほぼ4半世紀が経過した。この間にその危機を乗り越えようとする試みから福祉国家に関する様々議論が登場してきたが、近年「福祉国家」とは区別されるものとして「福祉社会」という考え方が注目を集めるようになった。Johnson (1987 = 1993)、丸尾 (1998)、藤村 (1999)、洪炯駿 (2000)などが中心で、その具体的なテーマや議論の展開過程は、必ずしも同一ではないが、丸尾の要約的表現に従えば、それは次のようなものである。

(福祉社会論<sup>3)</sup>は) 市場の役割を重視する点

とインフォーマル部門の役割を重視する点では、従来のスウェーデン型の福祉国家論とは異なる。しかし、新自由主義を同調するわけではない。社会のシステムには……(1)市場システム、(2)公的計画システム、(3)インフォーマルシステムという3つのシステムがあるが、それぞれの長所を生かして……その有機的な組合せを実現するという形で、市場重視の新自由主義の主張を取り入れつつも、福祉国家論を発達させようとするものである。(丸尾 1998: 序章)

この文章からは、まず政府のみならず多様な福祉の担い手を想定している点と、そして次に、何らかの市場原理を福祉分野に導入している点を読み取ることができる。つまり、従来の福祉に関わる議論においては、その2つの要因が排除されていたか、あるいは少なくとも軽視されていたことになるだろう。前者に関しては、確かに従来の福祉研究はもっぱら政府という狭い制度領域だけに焦点を当てていた、いわば「国家中心主義のバイアス」(武川 2001: 38)のゆえに、政府による社会保障・事業のあり方が議論の焦点になっていた<sup>4)</sup>。そして後者に関しては、福祉を充足するのは市場か政府の福祉政策であろうという前提のうえで、「効率性か分配の公平性か」あるいは「競争か平等か」などといった図式のもとで、その両者は互いに相容れない要素と見なされ、トレード・オフの視点から説明される場合が多かった。しかし、福祉社会論は、まず、政府以外の福祉の担い手を想定すること、次に何らかの形で市場原理を福祉分野に導入することによって、従来の福祉研究とは異なる方向から議論を進めているのである。

以上のような特徴からすれば、この福祉社会

論の考え方は、ある意味で新自由主義的基盤に立っているといえる。なぜなら、上述した福祉社会論の2つの特徴が、福祉国家という「大きい政府」の問題性や矛盾を批判する新自由主義的考え方と親和性をもつからである。前項でみてきたように、福祉問題における新自由主義の考え方は、政府の福祉供給の代わりに市場原理にもとづく多様な福祉供給を選好するものであったが、このことからすれば、担い手の失敗、つまり「政府の失敗」を様々な担い手に分散すること、または経済的非効率性の失敗を、市場原理を導入することによって解決しようとするような福祉社会論の議論には、新自由主義的論理がそのまま反映されているようにみえるのである。たとえば、鄭武權 (2000 = 2002) は、福祉社会論は「福祉国家の新自由主義的批判と親和関係」があることを指摘した後、それは「新自由主義イデオロギーと結合して市場が国家福祉の代替手段として主張される可能性が高い」と述べている。また Ramesh Mishra (1990) は、福祉社会論の視点は、「福祉の全体システムにおいて雇用主、ボランティア・アソシエーション、家族などの役割を拡大すると同時に国家の役割を減少しようとする主張」と直結することを指摘している。さらに、Alan Walker (1984) においても同様であるが、このように福祉社会論の考え方を「国家の役割縮小論」(Johnson 1987 = 1993: 67) と同様にみることは、福祉国家の価値にコミットする論者や政府の福祉政策を擁護する論者のあいだでは多く見られる見解である<sup>5)</sup>。だが、以下でみるように、「福祉社会」に対するそのような見解は、福祉社会論の一側面しか見ていないことであるといわざるを得ない。

そもそも福祉社会論の議論の立て方は、Karl Polanyi の経済人類学にその出発点を置いてい

る(藤村 1999: 12-20; 洪 2000: 22-6 ほか)。つまり、西欧で封建制が終焉を迎えるまでの生産と分配の主な原理を家政、報酬、再分配とし、その後成立する市場経済においては次第に交換の原理が支配的になったとする Polanyi の資源分配様式論 (Polanyi 1977 = 1980) に依拠しつつ、各々の様式に対応する「インフォーマルシステム」、「ボランタリーシステム」、「公的システム」、「市場システム」によって構成される総体としての福祉システム、そしてそのような構造からなる「福祉社会」という考え方に至るのである。

このような Polanyi に依拠する議論立ての地平は、「福祉国家の危機」を乗り越えようとする福祉社会論を理解するうえで重要な論点となる。すなわち、議論を展開するにあたって、市場の拡大がたえず持続される場合でも、決して共同性の制約から完全に自由ではないという Polanyi 的見方に頼ることができるという点である。それゆえ「福祉国家の危機」後における市場経済化の進展のなかでも、福祉の供給が市場の外側にある多様な制度領域によって担われ、そのあり方を変えながら持続されていることを論じることができる。福祉問題に対する新自由主義的言説が政府という制度領域だけを問題とし、その「後退」を論じているのに対して、福祉社会論は、多様な中間集団を発見し、それらの福祉的諸機能に注目することによって、市場経済化のなかでも、福祉の供給が多様な制度領域からなる福祉社会によって「持続」されることを論じることができる。このような考え方から、「福祉国家」の抱える矛盾や問題性に対してそれを補完あるいは代替しうるものとしての「福祉社会」が提唱され、〈福祉国家から福祉社会へ〉という問題設定がなされるのである<sup>6)</sup>。

以上のような議論展開からわかるように、今

日の福祉社会論は、一方では福祉国家の後退を主張する新自由主義を受け入れつつも、他方では市場の外側に様々な制度領域を想定し、それによる福祉の持続を論じている。分析的にみると、福祉社会論は新自由主義的側面と制度主義的側面という2つの側面を併せ持っているといえる。市場原理や合理性を重視する新自由主義の影響が強い前者は、政府の福祉的機能を減じようとする意図を持つと同時に、再分配的な制度的福祉モデルを退け、市場経済化を進めることが、効率的な福祉供給をもたらすとする側面である。そして、制度や共同性を重視する後者は、その理念的水準の経験的顕現としての市場の〈外部〉にある福祉の制度領域を設定し、その制度領域による福祉供給が市場交換とは異なる原理によって行われていることを捉える側面である。したがって、分析上、福祉社会論は、「新自由主義的福祉社会論」と「制度主義的福祉社会論」との二重の構図として捉えるが可能であるといえる。

このようにみてゆくと、政府を含む福祉の多様な「制度」領域に注目する側面をもつ福祉社会論は、「市場」のみを問題の解決策と考えるような新古典派流の考え方とは確かに区別されるべきであり、このようにみるかぎり、福祉社会論を「最大化原理」や合理性を強調する新自由主義的論理と同一視することはできないであろう。福祉社会論の新自由主義的偏りを指摘する見解は、新自由主義的福祉社会論の側面に焦点を当てたものであり、制度主義的福祉社会論の側面には目を配っていないといわざるを得ないのである。

ただし、以上のような二重の構図として想定しうる福祉社会論の重大な難点も看過してはならない。というのは、新自由主義的側面と制度主義的側面とをいかに統合しているかが、この

福祉社会論の議論のなかではブラックボックスのままであるからである。「最適かつ有機的な組合せ」(丸尾 1998: 序章)、「相乗効果」(Ever 1993)などの表現で、漠然と、あるいは曖昧に語られるだけである。もちろん、市場と福祉諸制度の歴史的運動過程に関するロジックは、Polanyi に依拠する文脈で読み取れるが、しかし、「市場と異質な原理を外的に対立したままの構図」という Polanyi 的見方のもつ難点を鑑みれば(杉浦 2001: 4)、彼に依拠する福祉社会論もまったく同様の難点を持っている。つまり、単に市場の〈外部〉を設定するだけで、なぜ〈外部〉を設定しなければならないかについては、いかなる説明もしていないのである。そのため、武川正吾(2001)も示唆しているように、結局のところこの福祉社会論は、市場の〈外部〉にある多様な福祉の担い手があるべきものとしながら、従来の政府の福祉的役割の縮小を主張する規範的議論としての意味しか持たないことになる危険性をも孕んでいるといえる。この意味において、もしも福祉社会論が、「新自由主義に同調しない」(丸尾 1998: 序章)あるいは「『政府の失敗』と『市場の失敗』を同時に補完」(丸尾 1996: 105)という試みから近年の福祉問題の解決しようとするれば、市場とその〈外部〉、言い換えれば経済的合理性や最大化原理を前提とする市場経済と、共同性や規範性を標榜する福祉諸制度との関係性の問題をいかに解明するかが、福祉社会論の最大な課題であるといえる。

以下では、以上のような問題群を念頭に置きつつ、昨今における韓国の福祉問題を眺望してみるが、前もって指摘しておけば、激しい変化を遂げている近年の韓国の政策的状況には市場と福祉諸制度の関係性についての経験的示唆が含まれており、またその考察から、福祉社会論

の制度主義的側面を救い上げる可能性を見出すことができると思われる。

### 3 福祉問題と韓国的経験

#### 3-1 市場経済化と福祉国家の併行

1998年初頭、IMF 経済危機の克服という国家的課題を背負って出帆した金大中政府は、金融、財閥、産業、公共、労働分野など様々な分野における構造調整政策を推進したが、これらの政策内容をみると、資本市場の自由化、マネタリズムにもとづく財政政策、公共部門の民営化、各種の規制撤廃、労働市場のフレキシビリティ等々、その基本的方向は市場の合理性や市場論理を強調する新自由主義的アプローチに基づいていた(金 1998 ほか)。特に、過去十数年間、通貨危機に陥ったラテンアメリカや東欧あるいは東アジアの諸国に救済金融を提供してきた IMF や世銀の政策方向が社会・経済構造の新自由主義的再編であったことを考慮すれば(金子 2001, 2002)、政策全般の性格を典型的な新自由主義であると規定していいだろう。

しかしながらその一方において、政府の福祉政策の分野においては「国家福祉の超高速拡大」(李 2002: 451)ともいうべきラディカルな変化や成長を経験した。まず、第 1 に、社会支出の急速な伸びである。IMF 経済危機以後、韓国は、OECD 基準の総社会支出規模をみると、1996 年と 1999 年の間で 6.0% から 11.8% まで増加しており、また保健福祉部の予算においても、1996 年の 2 兆 8512 億 won から 7 兆 4581 億 won まで 2.5 倍以上増加した。この期間、政府の一般予算の増加率が約 1.5 倍であったことを考慮すれば社会支出の伸びは非常に大きいものであるといえよう。

第 2 に、最も注目すべき政策変化は、社会

保険の適用拡大である。1999年3月に都市地域の自営業者に国民年金を適用することによって、ほとんどの国民が1つの制度に統合され、先進諸国を除けばほとんど見られない皆年金を施行した。また医療保険においても、これまで職域と地域別に分立されていた医療保険制度の管理や財政を統合し、国民健康保険制度として一元化した。これによって国民年金や医療保険分野では労働者、自営業者、農民すべてが1つの制度のなかに包括され、地位の差別化は弱くなり、社会的連帯性が強化された。また、産災保険や雇用保険も2000年7月から1人以上の事業場まで適用範囲を拡大し、すべての労働者をカバーするようになった。このように国民皆年金・皆保険を実施することによって、普遍主義的な制度が構築されたのである。

第3に、公的扶助分野における変化をも見逃すことはできない。従来你的生活保護制度(1961年)が、労働能力のない人のみを生計保護対象としたのに対して、新しく制定した基礎法においては労働能力の有無にかかわらず、一定水準の所得や財産などの与件を満たせば、最低生活が保障されるようになった。これによって、基礎生活保障給付の対象者が、従来の50万人から150万人まで3倍近く増加した。

以上のような変化は、韓国に近代的な福祉政策が導入された1960年代以後、最も革新的であり、これは確かに福祉国家化の急速な進展であるといえよう<sup>7)</sup>。ところで、ここで問題となるのは、このような韓国の福祉国家化が新自由主義傾向の真っ只中で行なわれたことである。記述した新古典派流の考え方に従えば、新自由主義的構造調整＝市場経済化は、政府の福祉政策にかなり脅威となり、福祉政策に関する公共支出の大幅な削減を実施し、また政府によって供給されていた福祉給付は、民営化されるか、

あるいは市場化される傾向が見られるはずである。しかし韓国における現実的な経験は、〈市場経済化と福祉国家化の併行〉ということであった。以下では、市場経済化と福祉国家化がいかにして両立しえたのかについてみてみることにしよう。

### 3-2 韓国福祉国家の脆弱性：「立ち遅れた国家、成長した市場、そして変形した共同体」

韓国の福祉政策においてラディカルな発展や成長が見られはじめたのは、1997年末におけるIMF危機とそれに伴う市場経済化が急速に進められてから直ぐ後のことであった。危機克服のために「市場経済」を標榜しながら新自由主義的政策を推進してきた当時政府が、後から「生産的福祉」<sup>8)</sup>という国政目標として追加し、それによる様々な福祉改革を推進したことには、以下で見るように、市場と福祉諸制度の関係性の問題が孕まれている。

それは、おそらく福祉問題に対する新自由主義的言説が、制度的福祉モデルを根幹とする伝統的な福祉国家に対する批判を背景として生まれたとすれば、韓国はそもそもそのような福祉体系をもっていなかったことと関わる。韓国において〈市場経済化と福祉国家化の併行〉という現象が生じたことには、西欧の強力な福祉国家体制の財政圧迫や経済的危機が問題となったこととは逆に、そういった危機が漏出させた福祉国家体制の脆弱性の問題が存在するのである。

まず、〈表1〉と〈表2〉をみてみよう。ある国が福祉国家としてどれほど充実しているかを知るうえで最も重要な指標の1つは、それぞれの国が福祉政策のためにどれだけの費用を使っているかということである(武川1999: 61)。〈表1〉と〈表2〉は、それぞれ社会保障

〈表 1〉 年度別の社会保障費規模の国際比較 (対 GDP 比、1993 年)

	韓国	日本 (92)	アメリカ	イギリス	ドイツ	スウェーデン	フランス
老齢現金給付	0.96 <sup>1)</sup>	5.02	5.21	5.88	8.24	9.73	9.47
障害現金給付	0.10	0.30	0.90	2.07	1.77	0.97	2.57
産業災害給付	0.24	0.21	0.70	0.09	0.86	0.55	0.79
疾病給付	—	0.06	—	0.18	0.40	0.53	1.08
老人・障害者福祉サービス	0.06	0.20	0.06	0.54	0.26	0.70	3.78
遺族給付	0.18	0.68	0.96	1.27	3.00	1.96	0.83
家族現金給付	0.002	0.20	0.35	1.81	1.37	2.12	2.78
家族福祉サービス	0.05	0.22	0.29	0.51	0.75	0.41	2.61
積極的労働市場プログラム	0.07	0.09	0.21	0.58	1.59	1.22	2.95
失業給付 <sup>2)</sup>	1.12	0.27	0.58	1.20	2.75	2.11	2.89
退職手当	1.12 <sup>3)</sup>						
保健部門公共支出	1.49	5.07	5.85	5.75	6.43	7.28	6.22
住宅給付	—	—	—	1.84	0.24	0.92	1.17
その他の給付	0.13	0.12	0.55	1.70	0.59	0.22	0.91
総計：対 GDP 比	4.41	12.44	15.56	23.42	28.27	28.73	38.03

・資料：ゴ・キョンファン (1998) と OECD (1996)。ただし、鄭 (2000 = 2002) から再引用

1) 韓国の国民年金の老齢給付が本格的に行われていなかったため、殆どが軍人・公務員・教員年金である。

2) 1993 年度には韓国で失業 (雇用) 保険が実施されていない。したがって、韓国の失業給付は企業が支給する退職金手当であり、他の国は社会保険から支給される失業給付である。

3) 韓国の場合、法定退職手当を失業給付に含んで勘定した。

〈表 2〉 経済的水準を考慮に入れた社会保障支出の国際比較

	韓国	日本	アメリカ	イギリス	スウェーデン
社会保障支出 / 中央政府支出 (%) <sup>1)</sup>	10.2(95)	36.8(93)	29.6(94) 22.0(78) <sup>2)</sup>	29.6(92) 27.6(86) <sup>2)</sup>	48.2(94) 37.8(80) <sup>2)</sup>
社会保障支出 / GDP <sup>2)</sup>	5.3(96)	12.4(92)	15.6(93) 12.4(80) <sup>2)</sup>	23.4(93) 21.2(86) <sup>2)</sup>	38.0(93) 30.4(80) <sup>2)</sup>

・資料：IMF, 1996, Government Finance Statistics Yearbook; OECD, 1996, Social Expenditure Statistic of OCED Member Countries。ただし、鄭 (2000 = 2002) から再引用

1) 対 GDP 比の社会保障支出の基準として作成

2) 該当国の 1 人当たり GDP が 1 万ドルに達した年度

規模の国際比較と、それに経済水準を考慮に入れた国際比較である。これら両表からわかるように、韓国の福祉国家体制は、西欧先進諸国は言うまでもなく、福祉国家の比較研究において「萌芽的」(an embryonic form) 福祉国家 (Bryson 1992)、あるいは「低機能福祉国家」(a low performing welfare state) (Hill 1996) として見なされてきた日本よりはるかに低い水準であった。

さらに、社会保障制度の面からみると、IMF

危機以前の制度整備はほとんど整っていなかった。特に社会保険においては数多くの未適用対象者を含んでおり<sup>9)</sup>、制度そのものは「『持たざるもの』を保護する制度ではなく、むしろ『持つもの』を保護する反福祉的な制度」(李・呂 2001: 28) となっていた。さらに国民の最低生活を保障する公的扶助制度は、資本主義初期の新救貧法の原則であった「劣位処遇の原則」(less eligibility) が徹底的に反映されていて、給

〈表3〉 1996年～99年3/4期における全人口及び都市勤労者の貧困率推移

(単位：%)

	96	97	97 I	97 II	97 III	97 IV	98	98 I	98 II	98 III	98 IV	99 I	99 II	99 III
都市 (A)	2.2	2.9	3.5	2.8	2.3	3.0	6.3	6.1	6.6	7.0	5.6	7.5	7.3	5.9
勤労者 (B)		7.3	8.4	6.3	7.8	6.7	9.7	10.6	10.6	10.1	9.3	10.9	8.7	10.2
全体 (A)	3.6	4.9	5.9	4.7	3.9	5.0	10.9	10.5	11.4	12.1	9.7	12.6	12.2	9.9
人口 (B)		9.3	10.7	8.0	9.9	8.5	12.6	12.6	11.5	13.0	12.0	14.1	11.7	13.2

・Aは94年度の最低生計費に毎年度の物価上昇率とGNP Deflatorを勘案した数値を貧困線とした貧困率であり、Bは都市勤労者の中位所得の50%を貧困線として貧困率

・資料：朴 (2000)

付基準が所得の有無ではなく、労働能力の有無によって決められていた。このような状況のもとで、これまで韓国社会では、個人の生活保障は、国家より、個人あるいは家族を含む共同体に任せることが多かった。洪 (2000) が指摘しているように、「立ち遅れた国家、成長した市場、そして変形した共同体」のもとで、社会的リスクに対して国家の制度的措置ではなく、個別的に対処しなければならない状態であったのである。

### 3-3 韓国の福祉体制への新自由主義の影響

以上のような韓国の福祉体制のもつ脆弱性の問題が漏出される契機となったのは、他でもなくIMF危機とそれに伴う新自由主義的な構造調整＝市場経済化であった。経済危機克服のために推進してきた市場経済化の過程は、高失業や貧困層の拡大など深刻な社会・経済的問題をもたらした。特に企業倒産や人力削減は失業者を急激に増大させ、貧困層の拡大の主な原因となっていた。1998年以前、20万人であった失業者の数が178万人以上にも達し、失業率をも3%前後であったのが8.6%まで増加した。これとともに、貧困人口が大きく増加し(〈表3〉)、全体的に都市勤労者世帯のジニ指数も1997年の0.28から1999年の0.32へと悪

化した。極端的にはホームレスの数がIMF危機以後急速に増加した。

IMF危機直後からIMFや世銀主導の下、新自由主義的改革を推進してきた政府が、福祉諸政策の拡充に力を傾けたのは、労働市場のフレキシビリティを拡大させるために推進した整理解雇制や派遣勤労制などの様々な規制撤廃政策が、韓国に類例のない高失業や所得分配構造の悪化など深刻な社会的危機をもたらしたからであろう。そのうえ政府による福祉的機能を縮小するところか、むしろ拡大の方向に向かわなければならなかった。構造調整政策＝市場経済化の追求による社会的不安定化、それに伴う市場機能の麻痺によって、これまで韓国の福祉国家体制を支えてきた家族やローカルな地域社会は機能不全に陥り、国家レベルにおける雇用保険や年金制度などの諸制度を整っていかねばならなかったのである。現に、この間の事態が示すように、当時IMFが提案した年金民営化の改革案は拒否され「公的管理、世帯間・階層間の連帯、寛大な給与水準、賃金勤労者と自営業者の統合管理」を特徴とする年金制度が実施されたし、雇用保険の場合は、実施4年で全ての労働者をカバーするようになった<sup>10)</sup>。また、当時、政府がIMFによる財政支出の削減要求にも関わらず、1998年半ばからIMFとの交渉

を通じて財政支出を増やしていったこともよく知られていることである<sup>11)</sup>。

さらに、危機状況における社会的不安のなかで、ある種の社会的共同性を要求する市民社会の組織的な働きが目立つようになったことも見逃すことはできない。例えば、医療保険の統合や基礎法の制定において労働者団体と数多くの市民団体の広範な連帯活動の役割は非常に大きいものであった。医療保険においては、民主労総と健康連帯、参与連帯などの市民団体は、企業主や政府官僚などの反対にも関わらず、医療保険の統合の法制化を主導し、「社会的連帯性の強化」をするような国民医療保険制度の法的基礎を与えた。公的扶助の場合には、参与連帯や経実連などの30余りの市民団体が発議し、これに民主労総や韓国労総、そして社会福祉学界や宗教界が加わり入法成立に大きな役割を果たしていた。社会的不安やアノミー状態のなかで社会を統合する力として社会的紐帯が行われたといえよう。

IMF危機以降における韓国の福祉問題は、以上のような状況の上でのものであった。そこには、市場経済化を推進しながらも、福祉に関わる政府の役割を強調するような伝統的福祉国家の理念を同時に実現しなければならない現実的状况が反映されている。繰り返すが、脆弱な韓国の福祉国家体制のもとで、経済危機や急速な市場経済化の進行は、失業や貧困などといった社会的リスクを増幅させ、それが市場、家族や地域社会などを含む私的部門の福祉的諸機能の弱体化という結果となり、その代わりリスクを社会全体でシェアするような諸政策を整備・拡充する、いわば意図せざる方向性としての福祉国家化の方向へと急速に向かわざるを得なかったのである。このような韓国的経験には、経験的事実として制度的福祉が含まれているとい

わざるをえない。

#### 4 「福祉社会論」の再考

IMF危機以降における韓国の福祉問題を眺めてきたが、以上のような韓国的経験が示すものは、市場と福祉諸制度の関係性に関する重要な論点である。IMF危機以後における韓国の状況において、政府の福祉政策というものは、市場経済化の展開の当初から、その市場経済に随伴し、いわば市場経済の補完物として登場した。確かに、韓国の経済危機に対するIMFや世銀の新自由主義的処方箋は、政府の福祉的諸機能をミニマムにすることを要求していたはずだが、実際には市場経済化の進行は、その当初から〈外部〉に福祉国家を要請していたのである。それはあたかも市場が最初からその限界を知っていたかのようにみえる。このような論点は制度主義的研究での主張であり、『「制度やルール」と市場経済の相補関係』という考え方(金子2001)でもある。重要なことは、福祉諸制度それ自体は、新自由主義でいうような「非経済的」であるとも「非効率的」であるとも言えないことである。なぜなら、本稿における韓国的経験が示すように、市場経済化の進展こそが、福祉政策の発達や成長の契機となったからである。また、市場経済と福祉政策の関係があくまで前者が主役で後者が単に前者を補っているという関係であるとも言えない。IMF危機後に生じた韓国社会の不安定化の過程に典型的に現れているように、福祉諸政策を含む制度的要素が存在しないと、市場経済化の進展は行き詰まってゆく、という関係性にあるからである。市場経済は、市場外的な要因との相互作用のもとでしか成り立たなかったという事実がこの韓国的経験に含意されているのである。

さらにいえば、以上のような市場と福祉諸制度の相補関係は、後発福祉国家である韓国の特殊の状況に限るものではない。というのは、先進諸国における福祉諸制度の展開過程からは福祉問題の韓国的経験が示す含意を見出すことが可能である。すなわち「福祉国家の危機」以後、西欧の多くの国々において福祉供給における公的部門の縮小とそれに市場原理の導入が追求されているが、実は、そのような市場領域の拡大は、むしろそこから市場原理とは異なる領域の拡大をもたらしてきたのである。80年代以後、アメリカやイギリスを中心にしたニューライト的政策は、民間部門の活力を引き出そうとして社会保障・社会福祉の市場化を追求したが、その事、市場が拡大されるのではなく、非営利団体や第3セクター、あるいはボランティア団体などという市場的領域とは呼べない新たな制度領域の拡大を生み出した。「小さな政府」を柱とするレーガン政府は思い切った減税を実施すると同時に非営利団体への補助金を大幅に削減したが、その反面、民間企業の公益寄付金の控除枠を大幅拡大することによって非営利団体と民間企業の新たな連帯を構築しようとしたし（金 2002）、イギリスの場合においても、サッチャーが「ヴィクトリア的美徳に帰れ」と述べる時、最も市場重視型政策を追及している彼女が、実際には家族や地域の共同体的な役割の復元を想定している事実を発見できる（金子 1997）。さらに、政策プランナーによる公共的課題とは別にして、近年、報酬や社会連帯を目的とする市民社会の動きが強まっており、そこにおいて絶えず社会的連帯や共同性への要求や期待がなされていることを観察することは難しくない。韓国的経験が示す市場と福祉諸制度の相互依存関係がある意味で普遍的な論点をもつものとしてそこに存在することを垣間見ること

ができよう。このような視点から、再び福祉社会論に立ち戻り、論点を絞ってみることにする。

福祉社会論は、Polanyi に依拠しつつ、「福祉国家の危機」を乗り越えようとした。それは、「市場経済化の進展のなかでも、福祉の供給が市場の外側にある多様な制度領域によって担われる」という認識であった。しかしながら、このような認識は、Polanyi がそうであったように、新古典派の市場モデルを無反省のまま受け入れることによって、そのモデルのもつ限界から一歩も外に出ることができないことになる。実際、福祉社会論が組み込んでいる「市場」とは、典型的に新古典派経済学が、そして実質的にはほとんどの市場経済モデルが想定している「市場」であって、その最大の特徴は、「合理的な諸個人が自己利益を追求する『自由』さえ保証されれば自動的に最適な資源分配を行う」ような世界である。こうした世界では、そもそも「福祉」という概念は意味を持たないはずである。なぜなら、市場はそれだけで財やサービスの最適な分配を実現するから、そこでは福祉の生産と、財やサービスの生産は何ら違いもないからである。そのため、この普遍的な市場モデルを前提としている福祉社会論においては、単にその〈外部〉にある多様な制度領域の存在だけが発見され、その〈外部〉の福祉諸制度が〈中心〉である市場に対して、どのような作用・反作用を与えるのかを問うことにとどまり、その解明は、そこで前提された市場モデルそのものを疑うというものではなかったといえる。福祉問題における新自由主義的言説が示すような〈市場経済化と福祉国家の後退〉は所与の事実とされ、「これからは福祉社会が到来する」というような説明構造になってしまうのである。福祉社会論は、Polanyi に依拠している以上、「批判の対象としていた普遍的な市場モ

デルを内在的に批判することはなかったがゆえに、新古典派と同じように市場経済をかえって『合理的』に理解してしまった」という彼の限界をそのまま継承しており、そこには近代社会の市場中心主義パラダイムが潜んでいるようにも見える。実はこの点、誰もあえて指摘してはいないけれども、福祉社会論のもつ強い新自由主義偏りの傾向を指摘する通常の批判的見解を突き詰めてみると、「国家の役割縮小論」という指摘の背後には、上述したような限界に対する認識が内在していると思われる。

しかしながら、本稿の韓国的経験や80年代のニューライト的政策を踏まえるならば、福祉社会論を救い上げる可能性が浮かび上がるだろう。それは、今日の福祉社会論には「新自由主義的側面」と「制度主義的側面」という2つの側面が存在するが、前者を退け、制度論的な説明から後者を救い上げることである。その際、市場と福祉諸制度の関係性をいかに議論のなかに取り入れるかが、重大なポイントとなる。韓国的経験から読み取れたように、市場が〈外部〉から、あるいは〈外部〉が市場から、それぞれ独立した閉鎖系だと考えるものはまちがいで、市場とその〈外部〉との関係は、相互依存的なものである<sup>12</sup>。そのため、福祉社会論は、市場とその〈外部〉にある福祉制度ではなく、むしろその隘路から抜け出るために両者の間の相互依存関係性を問うことを、議論の出発点に据えるべきである。「非市場の側、市場を支える制度の側に、普遍的な要素を発見していく」という新制度学派の考え方(金子2000:59)にもとづきつつPolanyiの限界を克服することによって、福祉社会論のもつ難点が解決されると思われる。もちろん、この問題を社会(科)学の言語で語るためには、まだ多くの解決すべき課題が山積しているが、福祉社会論が今日の福

祉問題を的確に捉えるためには、その出発においてこのような問題群を考慮に入れなければならないのであろう。

## 5 おわりに

以上、本稿では、まず「福祉国家の危機」とそれを乗り越えようとする福祉社会論の構図やロジックを明確にした後、次に、韓国的経験を分析しつつそこに残された課題を経験的な反証を踏まえることで福祉社会論のもつ限界や可能性を明らかにした。その過程で福祉社会論は、福祉諸制度を市場にとって〈外的なもの〉として捉える傾向が強いがゆえに、現実の福祉問題を的確に捉えることができないことを指摘した。強調しておくが、福祉社会論は、制度論的説明からその両者の関係性を議論の内部に組み入れることによってはじめて、「新自由主義偏りの福祉社会論」という汚名をそそぐことができ、また現実の福祉問題を見つめる視点を備えることになるだろう。

もちろん、韓国的経験を通じて提示した論点は、「市場の限界に、制度の発生や発展のゲネシスが存在している」というきわめて古典的な原則であるかもしれない。しかし、それをただ単に古い問題とすることはできないであろう。近年の「多様な第3の道」論が示しているように(住沢2002)、福祉問題に新自由主義的傾向がより拍車をかけるグローバル時代のなかで、一方では、「効率」を重視する市場経済と、他方では「社会的公正」を重視する福祉改革とをいかに併行するかという問題が、多くの国における共通の課題となっていることを考えれば、本稿で扱った論点は今日の福祉研究に意味深いものであるといえよう。

最後に、以上のような議論を踏まえて福祉社

会論の進むべき方向性を提示しておきたい。

まず、福祉国家と福祉社会の関係性に関する点である。冒頭で述べたように、これまで福祉社会論においては両者の相違が必要以上に強調される傾向が強かった。しかし市場と福祉諸制度の相補関係性を取り入れるならば、福祉国家と福祉社会とは対立するものとみなされるものでも、段階論的説明に結び付けられるものでもない。政府を含む制度領域と市場との関係性に関する議論を検討してきた我々は、福祉社会のなかの福祉国家という立場をとるにせよ、福祉社会と福祉国家を同列的にみる立場をとるにせよ、政府の福祉的役割は、福祉社会というコンテキストのなかで考えなければならない。福祉問題は、福祉社会の諸部門や諸制度の間関係性や相互作用のなかで解決されるものである。

次に、市場と福祉諸制度の関係性を福祉社会論に組み込むとすれば、真に問われるべき問題は、市場に組み込まれている福祉諸制度の構造とは何か、という点であろう。というのは、市場と福祉諸制度の関係については共通の条件があるとしても、各国における福祉諸制度の発展経路やその具体的なかたちには、実際バリエーションが存在しており、それはその両者を取り巻く、国ごとの異なる構造的特性によって決まってくるからである。そのため、福祉社会に対する我々の考察は、市場と福祉諸制度の相互依存関係という共通理解の上に立って、市場に組み込まれている福祉諸制度の特徴的なあり方から、制度比較を行う方法論的視座を包み込まなければならない。さしあたりその特徴としてみておく必要があるのは、市場と福祉諸制度の間に介在する政治的要因、いうならば福祉政治 welfare politics である。西欧あるいは日本と比べて韓国の福祉社会の構造的特徴に見られる政治的状況や制度のあり方の質的な相違を

明らかにすることによって、韓国的経験を位置づける類型論的基礎が与えられると同時に、福祉社会論に対してそのもつインプリケーションがより具体的なかたちでみえてくるだろう。

今後、福祉社会に関する制度比較の視点を取り入れつつ、市場経済と福祉諸制度の関係の間に介在する多様なアクターの力関係を考察することの重要性を課題として指摘し、ここではひとまず論を閉じることにしたい。

#### 注

- (1) もちろん、それにしても、これらの言説が福祉国家のすべてを否定するとは限らない。しかし、国家が福祉供給に参加するとしても、何らかの理由で、市場内部で生計をたてることのできない人々に対する最小限の所得を保障することに限定される (Hayek 1960 = 1987a: 124)。Friedrich Hayek によれば、「自由社会は、全ての人に、ある最低水準の厚生を供与することは可能であるが、あらかじめ想定されたある種の正義の概念に従って所得を分配することとは両立しない」 (Hayek 1960 = 1987b: 70)。つまり、何らかの理由から不運に陥った人々に対する最低所得保障を与えることは容認されるにしても、制度的なモデルによる福祉政策は人々の自由を侵害するために、あるいは市場メカニズムを停止させるために認められない。いずれにせよ、Hayek にとって、福祉政策は「必要悪」としての存在であるとしかねざるを得ない。
- (2) 金子の場合は、主流派経済学を批判する文脈で新古典派流の考え方を以上のように定義している。
- (3) その用語づけは、福祉社会以外に福祉ミックスや福祉多元主義あるいは福祉複合体などさまざまであるが、『福祉多元主義』や『福祉ミックス』は、『福祉社会』を実現する具体的な方策』であるという意味から (藤村 1999: 3)、本稿では従来の福

社国家論と対比するかたちで、本稿では福祉社会論という用語を使うことにしたい。

- (4) 例 えば、Harold L. Wilensky (1975 = 1984) によって行われた「制度の経過年数」や「社会保障費の対GDP比」を中心とする議論は、そのような傾向を強くもっていた。
- (5) 上述の丸尾の引用だけでなく、そもそも「福祉社会」という言葉には、ある種の「新自由主義的バイアス」がかかっていることは、よく観察される。その1つの例として挙げられるのが、80年代における「日本型福祉社会論」である。詳しくは、武川 (2001) を参照。
- (6) この考え方は、市場支配的なグローバルゼーションの傾向のなかで「20世紀中盤に形成されてきた福祉国家中心のものから、20世紀後半に福祉多元主義的な方向にいくという流れは、……再分配中心のものが、制度面・社会意識面において……自助、報酬、市場交換の各々へある種の期待や要請がなされるという変化が起こったものとして捉えられる」という福祉社会論者の言葉のなかで最もよく現れている (藤村 2001)。
- (7) もちろん、これらの変化のなかには、職業訓練や自活支援プログラムなどワークフェア的要素が存在するが、政策全般からみるとそれはそれほど大きいものではない。というのは、基礎法の予算に占めるそのプログラムの割合は、非常に低いからである。つまり、基礎法の予算 (医療保護含み) は、過去の生活保護制度が実施されていた1999年の1兆9451億wonから2001年には3兆2696億wonへと増加したが、そのなかで自活事業の予算は924億wonで、その割合は2.8%に過ぎない。そして、ワークフェアの対象者数は、8万3千名で、基礎法の全体対象者の155万名のなか5.3%に過ぎない。
- (8) 「生産的福祉」というものは、当時政府における福祉改革のスローガンである。これに関しては、

金 (2004) を参照されたい。当時政府によって発表された『生産的福祉への道』(1999) という報告書は和訳も出版されている (2002)。

- (9) 制度別の適用率をみると、国民年金が47.4%、産災保健が62.4%、雇用保険が51.8%で未適用対象が相当存在していた。
- (10) 社会保険が全国民をカバーするような普遍主義を前提として拡大したにも関わらず、多くの排除者が存在することも事実である。例えば、全体労働者のなか、国民年金の加入率は49.5%、医療保険の場合は52.1%、雇用保険の場合は44.1%に過ぎない状態である。しかし、それにしても、国民皆年金・皆保険の実施によって、保険対象者は相対的にも絶対的にも大幅増えたことは事実である。1997年から2000年の間、産災保健は824万名→886万名、雇用保険は430万名→675万名、公的年金は857万名→1,172万名へとその適用者は増加した。
- (11) 医療保険においても金大中政府は世銀が要求していた国民年金の民営化や医療貯蓄口座の導入など新自由主義的な社会政策は拒否された (World Bank 2000)。さらに、医療保険の統合や年金制度の改革をも新自由主義的改革から離れるものである。しかしそうはいっても、世銀やIMFの韓国内の活動が韓国福祉国家の発達を防ぐ一方ではなかったことも見逃すことはできない。なぜなら、制度整備が極めて弱かった韓国の状況に対して、世銀は失業保険の拡大適用や多様な失業対策を勧告し、それが当時政府の福祉拡大に肯定的な影響をも与えたのである。
- (12) この問題は広くは市場と非市場の関係性の問題として捉えられるが、それについては、Hodgson (1988 = 1997)、金 (2002) を参照されたい。

文献

- Bryson, Lois, 1992, *Welfare & The State*, Macmillan.
- Esping-Andersen, Gosta, 1990, *The three worlds of welfare capitalism*, Polity Press.
- Ever, Adalbert and, Ivan Svetlik eds., 1993, *Balancing Pluralism: New Welfare Mix in Care for the Elderly*, Avebury.
- 大統領秘書室生活の質向上企画団, 1999, 『生産的福祉への道』トイソルダン.
- Hayek, Friedrich August Bon, 1960, *The Constitution of Liberty*, London: Routledge & Kegan Paul. (= 1987a, 気賀健三・古賀勝次郎訳『ハイエク全集 第7巻:自由の条件Ⅲ』春秋社; 1987b, 篠塚慎悟訳『ハイエク全集 第9巻:法と立法と自由Ⅱ 社会正義の幻想』春秋社.)
- Hill, Michael, 1996, *Social Policy: A Comparative Analysis*, Prentice Hall & Harvester Wheatsheaf.
- 平岡公一, 2000, 「社会サービスの多元化と市場化」大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡公一編『福祉国家への視座』ミネルヴァ書房: 30-52.
- Hodgson, Geoffrey M., 1988, *Economics and Institution: Amenigesto for a Modern Institutional Economics*. (= 1997, 八木喜一朗・橋本昭一・家本博一・中矢俊博訳『現代制度学派, 経済学宣言』名古屋大学出版会.)
- 洪炯駿, 1999, 『韓国の社会福祉体制研究——国家・市場・共同体の結合構造』ナナム出版.
- 星野信也, 1985, 「福祉社会」『大百科事典』12巻, 平凡社.
- 藤村正之, 1999, 『福祉国家の再編成——「分権化」と「民営化」をめぐる日本的動態』東京大学出版会.
- , 2001, 「福祉国家と福祉社会論の社会的文脈——その再検討の構図」三重野卓編『福祉国家の社会学』東信堂, 5-25.
- Johnson, Norman, 1987, *The Welfare State in Transition* Harvest Wheatsheaf. (= 1993, 青木郁夫・山本隆訳『福祉国家のゆくえ——福祉多元主義の諸問題』法律文化社.)
- 鄭武權, 2000 = 2002 「『国民の政府』の社会政策——新自由主義の拡大? 社会統合への転換?」キム・ヨンミョン編『韓国福祉国家の性格論争』人間と福祉, 29-80.
- 金子勝, 1997, 『市場と制度の政治経済学』東京大学出版会.
- , 2000, 『経済の倫理』新書館.
- , 2001, 『セーフティーネットの政治経済学』ちくま新書.
- 金世均, 1998, 「経済危機, 新自由主義, そして労働運動」『経済危機, 新自由主義, そして労働運動』韓国労働理論政策研究所.
- 金成垣, 2002, 「民間営利企業の社会貢献活動」東京大学大学院人文社会系研究科修士論文.
- , 2004, 「新自由主義と福祉政策——韓国の『生産的福祉』からの一考察」社会政策学界編『社会政策学会誌第11号 新しい社会政策の構想』法律文化社, 215-37.
- 李惠旻, 2002, 「韓国福祉国家性格論争の含意と研究方向」キム・ヨンミョン編『韓国福祉国家の性格論争』人間と福祉, 449-84.
- 李ソンウ・呂ユジン, 2001, 「生産的福祉の背景と目的」韓国社会福祉学研究会編『状況と福祉』9号, 13-45.
- 正村公宏, 2000, 『福祉国家から福祉社会へ——福祉の思想と保障の原理』筑摩書房.

- 丸尾直美, 1996, 「福祉供給における市場機能と福祉ミックス」『季刊社会保障研究』32 卷 2 号, 104-16.
- , 1998, 「福祉ミックス社会とは何か」加藤寛・丸尾直美編『福祉ミックス社会への挑戦——少子・高齢時代を迎えて』中央経済社.
- Mishra, Ramesh, 1990, *The Welfare State in Capital Society: Policies of Retrenchment and Maintenance in Europe, North America and Australia* Harbester Wheatshaf.
- 岡田与好, 1984, 「『福祉国家』理念の形成」東京大学社会科学研究所編『福祉国家 I 福祉国家の形成』東京大学出版会, 31-86.
- 朴ヌンフ, 2000, 「生産的福祉——福祉理念としての意義と課題」韓国社会福祉学会 2000 年春季学術大会資料集.
- Pierson, Christopher, 1991, *Beyond The Welfare State?* (= 1996, 田中浩・神谷直樹訳『曲がり角にきた福祉国家』未来社.)
- Poranyi, Karl, 1977, *The Livelihood of Man*, Academic Press.
- 杉浦克己, 2001, 「多元主義経済社会の構想と経済学の課題」杉浦克己・柴田徳太郎・丸山真人編『多元的経済社会の構想』日本評論社: 1-32.
- 住沢博紀, 2002, 「福祉国家と『第 3 の道』の政治学」宮本太郎編『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房: 307-58.
- 武川正吾, 1999, 『社会政策のなかの現代——福祉国家と福祉社会』東京大学出版会.
- , 2001, 「連帯と承認をめぐる弁証法——福祉国家と福祉社会の協働のために」三重野卓編『福祉国家の社会学』東信堂: 26-43.
- Walker, Alan, 1984, *Social Planning: A Strategy for Socialist Welfare*, Basil Blackwell.
- Wilensky, Harold L., 1975, *The Welfare State and Equality: Structure and Ideological Root of Public Expenditure*, Berkley: University of California Press. (= 1985, 下平好博訳『福祉国家と平等』木鐸社.)
- World Bank, 2000, "The Korea Pension System at a Crossroads." World Bank Report No. 20404-KO.

※本研究は、日本福祉大学 21 世紀 COE プログラムからの助成を受けている。

(きむ そんうおん、東京大学大学院、wonn45@hotmail.com)

# **Reconsideration of ‘Welfare Society’**

Through Korea’s Experience on welfare issues

*Sung-won KIM*

In the recent arguments on the social welfare, a "welfare society" has been discussed as what can complement or replace a "welfare state". This thought which is integrated into the view of <welfare state to welfare society> is put on a par with the neo-liberalism logic that asserts reduction of a welfare state in many cases. The purpose of this paper is, firstly, to clarify the meaning and significance of the welfare social theory by grasping it as a double structure of the "neo-liberalism-side" and the "institutionalism-side", and secondly, to draw a conclusion on the "system principle-side" of a welfare social theory by adding the experiential counterevidence from Korean welfare issues. Based on the analysis above, this paper discovers the necessary points to conceptualize the welfare social theory that does not resonate neo-liberalism.